

奈良県・忠清南道音楽交流事業企画・運営等業務 仕様書

本仕様書は、奈良県（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「奈良県・忠清南道音楽交流事業企画・運営等業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

なお、本業務を遂行するにあたり、乙は、韓国忠清南道（以下、「丙」という。）及び丙からの依頼等に基づき、韓国のプロ歌手等（K-POP アーティストを含む）の調整を実施している韓国側の事業者（以下、「丁」という。）との綿密な連携が必要であることに留意すること。

I. 業務委託名称

奈良県・忠清南道音楽交流事業企画・運営等業務

II. 委託期間

契約締結の日から令和7年12月24日まで

III. 業務概要

1. 実施目的

今年は日本と韓国の国交正常化60周年の年であることから、この機会を捉え、2011年に友好提携を締結した忠清南道との友好提携15周年記念事業を開催し、若い世代を中心に韓国文化や日韓の友好交流への理解を深めていただくため、日韓の伝統芸能や日韓の学生及びプロ歌手等による音楽交流イベントを開催するほか、併せて、音楽交流イベントに参加する韓国の学生と奈良県の学生間の交流機会を設け、奈良県と韓国・忠清南道との友好交流の深化を図る。

2. 業務概要

【1. 音楽交流イベント】

(1) 日時：令和7年10月24日（金）夕刻より開場、開演予定（3時間程度を想定）

(2) 場所：(A) ライブステージ会場：なら100年会館

(B) サテライト会場：奈良県内ホール2カ所（以下、2カ所をまとめて「奈良県内ホール」という。）

(3) 最大収容人数：(A) 1,476名 (B) 2カ所あわせて600名程度

(4) 入場料：無料

(5) 出演者（想定）：

（日本側の公演団）日本の伝統芸能団、日本の学生ダンスグループ

（韓国側の公演団）韓国の伝統芸能団、韓国の学生ダンスグループ、韓国のプロ歌手

※韓国側の公演団の調整・手配及び当該出演に係る費用の負担は、丙が行うため、本業務には含まない。

※日本側の公演団の調整・手配は甲で行うが、出演に係る経費は委託料に含める。

(6) 演目 (想定) :

1. 主催者等挨拶：奈良県知事と忠清南道知事などの挨拶
2. 記念式典：奈良県と忠清南道の友好提携締結15周年記念事業として、今後の交流の深化を対外的に示す式典（10分程度を想定）
3. 来賓紹介：その他の来賓者の紹介
4. 日韓学生ダンスパフォーマンス
5. 日韓の伝統芸能
6. 韓国のプロ歌手によるパフォーマンス

※4～6は合わせて3時間程度を想定

(7) PR ブース等

- ・韓国忠清南道や友好交流内容の紹介等のPR展示等、韓国の料理や奈良県の食材を活用した飲食を提供するブース（キッチンカーも可）を設置。
- ・なら100年会館及び奈良県内ホールの施設内で、韓国忠清南道との友好交流に関するパネルを展示。
- ・プログラムの幕間に忠清南道や奈良県のプロモーションなどの動画を上映。

(8) 業務概要

乙は、上記の(1)～(7)を踏まえ、①～⑭を含めてイベント全体を適切に企画、運営すること。

- ① 公演のプログラム・イベント企画、運営
- ② 全体管理・運営計画の策定
- ③ 運営体制の構築
- ④ 警備体制及び安全管理体制の構築
- ⑤ 参加申込の受付・とりまとめ
- ⑥ チケットの発券管理、配席計画の策定
- ⑦ 公演・イベントの広報
- ⑧ 当日配布冊子の制作
- ⑨ 各会場の設営、運営、進行管理、撤去
- ⑩ 司会者及び通訳者の手配
- ⑪ 写真及び動画撮影
- ⑫ 出演者の移動支援
- ⑬ ライブ配信の準備・調整・実施
- ⑭ その他、本業務を実施する上で必要となる業務

なお、業務にかかる特記事項については、IV. 特記事項に記載する。

【2. 学生交流行事】

- (1) 日時：令和7年10月23日（木）もしくは10月24日（金）開催（2時間程度を想定）
- (2) 場所：奈良市内
- (3) 参加者：韓国の高校生（音楽交流イベント出演者）及び奈良県内の高校生

(4) 行事内容：

学生間の国際交流を目的として、ダンスをテーマに、互いの文化を認め合い、今後の交流につながるようなイベント。

(5) 業務概要

乙は、上記の(1)～(7)を踏まえ、①～⑥を含めてイベント全体を適切に企画、運営すること。

- ① 行事のプログラム・イベント企画
- ② 運営体制の整備、全体管理
- ③ イベント会場の設営、撤去
- ④ イベント運営、進行管理
- ⑤ 写真及び動画撮影
- ⑥ その他、本業務を実施する上で必要となる業務

なお、業務にかかる特記事項については、IV.特記事項に記載する。

IV. 特記事項

- ・乙は、業務の実施に際し、以下に示す項目について、特に留意して進めること。
- ・本業務については、甲・丙・丁と十分な協議が必要となることを踏まえて進めること。
- ・なら100年会館の運営に際しては、会館内他ホールの使用者に対して十分配慮すること。

【1. 音楽交流イベント】

○公演のプログラム・イベント企画

- ・イベント出演者に学生が含まれることを考慮した開演時間とすること。
- ・Ⅲ.【1.音楽交流イベント】(6) 演目に記載の記念式典について、奈良県と忠清南道の友好提携締結15周年記念事業として、奈良県と忠清南道の今後の交流の深化を示す共同宣言等を予定している。対外的に示すにふさわしい記念式典の進行や設えを、企画・提案すること。

○公演・イベントの広報

- ・甲が有する広報媒体(県民だより、公式WEBサイト、公式SNSなど)にて、甲が本イベントを広報するにあたり必要な広報素材を提供すること。

○当日配布冊子の制作

- ・下記に示す仕様による当日配布冊子を制作すること。
(仕様)
 - ・規格：仕上がりA4サイズ/二つ折り32ページ(表紙込み)／中綴じ
／両面フルカラー4色刷
 - ・制作部数：2,000部(想定)
 - ・言語：日本語、韓国語併記

(内容)

- ・表紙、主催者及び来賓挨拶、公演プログラム、出演者の紹介、忠清南道との交流の概要 等

○ステージの設営、運営、進行管理、撤去

- ・音楽交流イベントの実施に必要なステージ設備等を提案すること。
- ・韓国のプロ歌手が通常使用している音響や照明、演出等の設備等については、別表にて参考に提示する。会場管理者と甲・丙・丁と十分協議の上、使用する会場規模に合わせた効果的な演出が可能な資機材を調達、設営すること。

○PRブース等の設営、運営、管理

- ・PRブース等の内容や配置、運営について、乙が提案すること。
- ・韓国料理や奈良県産品を使用する等忠清南道及び奈良県の文化等を意識した飲食・物販のためのブース（キッチンカーも可）を用意すること。
- ・出店者から出店料を徴収し、会場準備や管理にかかる経費に充てること。
- ・忠清南道等から事前に展示物品等が郵送された場合は、当日まで適切に保管、管理し、当日、忠清南道等からの指示を踏まえて、展示品の設置等を行うこと。また、イベント終了後は、撤去し、甲が指示する場所に運搬すること。

○ライブ配信の準備・調整・実施

- ・なら100年会館大ホールのライブステージ映像や音響を遅滞なくライブビューイングできる環境を整え、ライブ配信すること。システム障害等発生した場合にも備えておくこと。
- ・各サテライト会場の回線工事等が必要な場合は、公演前に工事を実施し、費用については本委託料に含めること。

○司会者及び通訳者の手配

- ・司会者の選定にあたっては、同規模（入場者1,000名）以上の文化イベントでの司会業務を複数回経験している者であること。
- ・ステージ進行にかかる通訳は、逐次通訳による。逐次通訳として、記念式典については、日本語から韓国語及び韓国語から日本語への逐次通訳を行うこと。また、他の韓国側出演者がステージにおいて話をする際は、韓国語から日本語への逐次通訳を行うこと。
- ・丁に属する演出スタッフが現場での機材等の調整及び公演中に通訳を必要とするため、3名の通訳者を手配すること。
- ・通訳は下記の場合などに迅速かつ正確に対応できる者を用意すること。
(例) 会場への案内、ステージの機材の調整、その他本業務の円滑な実施に必要な案内及び通訳業務
- ・上記、演出スタッフの県内滞在期間は4日間を想定すること。

○写真及び動画撮影

- ・音楽交流イベントの写真や動画等を記録すること。
- ・当日、なら１００年会館やサテライト会場に来場できない方に向けた動画等によるイベントの発信について提案すること。

○出演者の移動支援及び通訳者の手配

- ・出演者の移動用車両２台と通訳者２名を手配し、出演者が滞りなく出演、移動できるように、滞在・移動状況把握や宿泊施設等関係施設へのチェックイン・チェックアウトの支援などを行うこと。
- ・韓国側出演者の宿泊施設の手配及び支払いについては丙が実施するため、本業務には含まない。
- ・通訳は下記の場合などに迅速かつ正確に対応できる者を用意すること。
(例) 宿泊施設への案内及び諸手続、その他本業務の円滑な実施に必要となる案内及び通訳業務
- ・韓国側出演者の県内滞在期間は４日間を想定すること。

○会場諸室の手配及び施設使用料の支払い

- ・イベント開催で必要になる下記の施設を甲が手配しているため、乙は、これらの施設の使用料を支払うこと。
- ・施設使用料として一律１，０９１，０００円を計上すること。また、不足する場合は、必要に応じて乙が手配し、支払うこと。
※甲が手配している施設：なら１００年会館大ホール、楽屋１～６、県内会場２カ所

○音楽著作権使用料の支払い

- ・出演者から公演での演奏曲目等を聴取し、JASRAC への音楽著作権使用料にかかる申請書類の作成を行うこと。また、公演実施にかかる JASRAC への音楽著作権使用料を支払うこと。

○無料配布物の保管・管理及び配布場所設営・運営

- ・協力企業等より提供を受けた無料配布物について、当該イベント中に来場者に配布すること。

○ボランティアの受入

- ・当日イベント運営に協力してもらうボランティアを甲が手配する。ボランティアとの連絡調整や業務割振を行うこと。
- ・乙は、ボランティアに対し謝金を支払うこと。なお、謝金として、総額２００，０００円で一律計上すること。謝金の支給方法及び支払については、甲乙で協議の上、決定する。

○その他

- ・開催中の来場者に対するアンケートを実施すること。アンケートの原稿案は甲が作成し、提供する。

【2. 学生交流行事】

○行事のプログラム・イベント企画

- ・一過性にならず、今後の交流につながるような学生間の交流行事を企画し、提案すること。調整の際は、甲、丙とも十分協議の上行うこと。
- ・ダンスをテーマとした交流を提案、実施すること。
- ・韓国の学生は10月24日開催の音楽交流イベントに出演者として参加予定のため、音楽交流イベントのスケジュールも加味して調整すること。

【3. 共通】

○安全確保について

- ・音楽交流事業全体を通して、安全を確保する取組について提案すること。

○その他

- ・イベント傷害保険（賠償責任補償及び傷害補償）に加入すること。
- ・本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、対処すること。
- ・撤去時は原状復帰すること。

V. その他

○実績報告書の作成

- ・実績報告を、A4サイズでPDF形式にて制作すること。
- ・実績報告にかかる写真掲載、公開にあたり、出演者及び来場者にあらかじめ許諾をとること。忠清南道公演団の写真については甲が忠清南道側に確認をとることとする。
- ・必要に応じて制作した実績報告のデータを甲へ提供すること。

VI. 成果物の検査・検品

（1）成果物

- ・業務完了報告書（任意様式とし、以下の内容を含むこと）
本業務に係る運営実績や本イベントの様子がわかる写真など
- ・実績報告書のPDFデータ
- ・写真及び動画データ

（2）納品場所

奈良県庁国際課内

Ⅶ. 執行体制

受託者は、本業務に関する担当者を明確にし、常時連絡可能な体制を整え、甲からの指示等には迅速かつ的確に対応すること。

Ⅷ. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属するものとし、著作権譲渡に関する経費は、契約額に含む。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

Ⅸ. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ・ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ・本県が指定または認める軽微な部分を委任するときは、承諾を要しないものとする。
- ・受託者は、再委託する場合には、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。再委託先の行為は受託者の行為とみなし、受託者は、再委託先の行為について、本県に対し全ての責任を負う。なお、本項に基づく受託者の責任は本契約終了後も有効に存続する。

(2) 業務履行にあたっての留意事項

- ・本業務により把握した情報は、事前に委託者の承諾を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。また、本業務従事者に対し、秘密の保持、私的流用の禁止等の情報の流出を防止し、適正な情報管理を徹底すること。
- ・本業務の履行にあたり、別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- ・本業務の履行にあたり、個人情報扱う際には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・本業務の履行にあたり、個人情報扱う際には、別紙4「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・業務について、やむを得ず重大な変更が生じる場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

X. その他

- ・ 契約代金の支払いは、仕様書に示す業務を全て履行した後とし、前払い及び部分払いは行わないこととする。
- ・ 契約締結後において災害や感染症の拡大等の事情により当該事業の内容の全部又は一部を変更し、又は中止する場合については、県と協議のうえ処理するものとする。
- ・ 一律計上費は実費精算とし、イベント終了後に精算報告を行うこととする。
- ・ 委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとする。
- ・ 本仕様書に定める営業日とは、奈良県の休日を定める条例(平成元年 3 月奈良県条例第 32 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く日をいう。
- ・ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、対処するものとする。

XI. 発注課

奈良県知事公室国際課（担当：国際交流係）

TEL：0742-27-5821

【 別記 1 】

委託契約における再委託について

- (1) 受注者は、本委託業務の全部を第三者に委託すること(一括再委託)をしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、委託業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前項により再委託が可能となる場合であっても、再受託者に対して本契約における受注者の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うこととする。

【 別記 2 】

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複製又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証に類するものを取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法の明確化など、情報のライフサイクル全般での管理の実施を行うこと（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証に類するものを取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

(別表) ステージの規格及び数量

音響

内容		品名	数量	単位
1	MAIN SPEAKER	TURBO SOUND	16	個
2	SUB WOOFER	TURBO SOUND	8	個
3	SIDE FILL	NANON3.6	1	セット
		NANO18S	1	セット
4	MONITOR SPEAKER	EAW SM 200iH	8	個
5	AMPLIFIER	QSC PL4.0	12	個
6	CONSOLE	YAMAHA CL5	1	個
7	WIRELESS MIC	SHURE ULXD4	12	ch
8	WIRE MIC	SM58等	1	セット
9	MIC STAND	PROEL	20	個
10	MULTICABLE	SHURE 16CH(50m)	4	個
11	MULTI PATCHBOX	SHURE 16CH	6	個
12	ELECTRIC BOX	CUSTOM	1	セット
13	FLYING KIT	TURBO CUSTOM	2	セット
14	OPERATOR		1	名
15	STAGECREW		6	名

トラス

内容		品名	数量	単位
1	TRUSS	15m x 9m x7m(横x縦x高さ)	1	セット
2	POWER SUPPLY	CUSTOM	2	ボックス
3	CABLE		1	式
4	スタッフ		4	名

映像

内容		品名	数量	単位
1	LED	4mm(24m x 4.5m)	240	個
2	POWER SUPPLY	CUSTOM	2	ボックス
3	CONSOLE		1	個
4	CABLE		1	式
5	スタッフ		5	名

照明

内容		品名	数量	単位
1	BEAM LIGHT	330W	40	EA
2	LED MOVING WASH	700W	30	EA
3	LED SPOT 700 PROFILE	800W	12	EA
4	LED STROBO	1000W	12	EA
5	CONSOLE	MA2	1	EA
6	DIMMER UNIT	CUSTOM	1	セット
7	SPRITTER		4	EA
8	FOLLOW SPOT		3	EA
9	ELECTRIC CABLE		1	式
10	HAZER		2	EA
11	SIGNAL LINE		1	式
12	スタッフ		4	名

特殊効果

内容		品名	数量	単位
1	CO2		12	EA
2	エアーショット		6	EA
2	スタッフ		2	名

中継

内容		品名	数量	単位
1	ジミージブ		1	EA
2	ENG CAM		4	EA
3	CABLE		1	式
4	スタッフ		5	名